

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 43  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

## 鳥取県「コロナ禍緊急応援金」のご案内

鳥取県では、新たに応援金が創設されました。新型コロナの感染拡大長期化に伴い、**売上げが減少した事業所**に対する支援を行っています。詳しくは鳥取県庁ホームページをご覧ください。概要は以下の通りです。当該制度は**個人開業医のみが対象**となっており、**医療法人は対象**になっていません。

### 【対象者】

○個人開業医を含む県内中小企業（医療法人は対象外です。）

### 【支給要件】

○新型コロナの影響により、**令和3年6月から9月までの間で任意の1か月の事業収入が、前年又は前々年の同月と比較して30%以上減少**しており、以下全ての要件に合致すること。

1. 鳥取県内に事業所を有する県内中小企業等であること。
2. 雇用を維持する意思があること。（従業員を雇用していない場合は、事業継続の意思）
3. 新しい生活様式のガイドラインへの対応や新型コロナウイルス安心対策認証店の取得など、新型コロナウイルス感染症からの回復後を見据えた事業継続を目指していること。

### 【支給額】

○**支給上限 個人事業主：10万円**

※ 支給額 = 令和元年（又は令和2年）の基準月の事業収入 - 令和3年対象月の事業収入

### 【申請期間】

○令和3年10月1日（金）～ **令和3年12月10日（金）まで**

【申請方法】 ※ 感染拡大防止のため、窓口による対面での申請受付は行いません。

#### ①郵送

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁商工政策課「コロナ禍緊急応援金」担当宛

#### ②電子申請

鳥取県庁ホームページ（とりネット）の申請フォームから申請

#### ③ファクシミリ

0857-26-8114

★申請書などは鳥取県ホームページよりダウンロード・印刷できます →

印刷できない場合はコールセンターへお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

鳥取県コロナ禍緊急応援金コールセンター（県庁商工政策課内）

☎ 0857-26-7971（平日8：30～17：15）

メール shoukou-ouenkin@pref.tottori.lg.jp



上記QRコードまたは  
🔍「鳥取県 コロナ禍緊急応援金」  
で検索ください。

## ★市町村別 補助金のご紹介

【湯梨浜町】「事業者応援給付金（第2弾）」 医療法人・個人開業医ともに申請可能です。

- ・給付金額：10万円 ～ 30万円（年間事業収入の平均月額により変動）
- ・申請期限：令和3年11月30日（火） 17時必着

【若桜町】「若桜の中小企業等応援金」 個人開業医のみ対象です。

- ・給付金額：個人 一律5万円
- ・申請期限：令和3年12月20日（月）まで

詳しくは、各役場ホームページをご覧ください。

